

## アジアの繁栄の世紀における拡大された戦略的パートナーシップに関する 日本国とカザフスタン共和国の共同声明

ナザルバエフ・カザフスタン共和国大統領は、2016年11月6日から9日まで、日本国政府の招待により、日本国を公式訪問した。

2017年1月26日に日本国とカザフスタン共和国の外交関係樹立25周年を迎えるに当たり、安倍総理大臣とナザルバエフ大統領（以下「両首脳」という。）は、2015年10月の安倍総理大臣のカザフスタン公式訪問に際して発表された「日本国とカザフスタン共和国との間の戦略的パートナーシップの深化及び拡大に関する共同声明」の重要性を指摘するとともに、二国間関係の現在の水準を高く評価した。

両首脳は、ナザルバエフ大統領の今次訪日が両国間の友好関係とグローバルなパートナーシップの深化に貢献したことを確認した。

カザフスタン共和国の独立25周年を迎えるに際し、ナザルバエフ大統領は日本国政府に対し、日本国がカザフスタンの独立を初期に承認したことへの謝意を表明した。

両首脳は、核軍縮・不拡散の分野を始めとする、世界の平和及び安定の保障に向けた互いの努力を歓迎し、この分野での協力を更に推進することで一致した。

### I 二国間関係

#### 政治分野

1 日本側及びカザフスタン側（以下「双方」という。）は、両国間の政治対話が、安倍総理大臣とナザルバエフ大統領との間で築かれた信頼関係を基礎として、活発に進展していることに満足の意を表明し、一層の協力を促進する用意を確認した。

2 双方は、これまでG20サミット、核セキュリティ・サミット及びアジア・欧州会合（ASEM）首脳会合の際に実施された会談における肯定的な経験に基づき、二国間関係の深化を目的として、今後とも双方の都合がつく限り多国間行事に両首脳が参加する際の両首脳間の会談実施に取り組んでいくことで一致した。

3 双方は、地域的及びグローバルな喫緊の課題に関する両国間の意見の一致や、両国の立場の接近を図ることを目標として、二国間の政務協議を定期的実施することの重要性を確認した。

4 双方は、両国の議員間の交流が両国関係の更なる強化に大きく寄与することへの期待を表明した。

## 安全保障分野

5 双方は、防衛当局間の防衛交流に関する協力の進展を歓迎するとともに、地域情勢に関する意見交換及び国際連合平和維持活動、テロ対策、大量破壊兵器拡散防止、教育及び防衛医学といった方向性に関する安全保障分野での二国間協力を活発化させることへの期待を表明した。

## 経済分野

6 双方は、原子力の平和的利用の分野における二国間関係の強化及び存在する諸問題の調整に重要な意義を付与する。

双方は、カザフスタン共和国内における原子力発電所の建設案件のあり得べき実施のため、原子力エネルギー分野での協力を継続していく意向を表明した。

日本側は、今後、カザフスタン共和国において、同国の求めがあれば、日本企業が事業実施可能性調査(FS)実施を含む原子力発電所の建設案件に関する準備作業に協力していく意向があることを表明した。

7 双方は、核物理研究所と北海道大学、関連各大学及び日本原子力研究開発機構との協力の経験に基づき、核データベースの拡充を実施するとともに、高温ガス炉の燃料材料や構造材料の特性の研究に係る基礎研究や応用研究、並びにカザフスタンの原子力の平和的利用、核不拡散・核セキュリティの人材育成の分野における協力の拡大及び深化の可能性を追求する意思を表明した。

8 カザフスタン側は、税制の改善、日本企業が雇用する高度な能力を有する管理者及び技術者の就労に関する制度の改善や労働許可証の発給基準の緩和等カザフスタンにおける投資・ビジネス環境を抜本的に改善する意図を表明し、日本側はこれを歓迎した。

9 双方は、日本カザフスタン経済官民合同協議会(以下「協議会」という。)が、貿易・投資分野における両国関係の更なる発展に資するカザフスタンの投資・ビジネス環境改善のために重要な役割を果たしてきていることを確認し、第6回協議会において日本・カザフスタン経済関係の優先課題をテーマに活発な議論が行われたことを歓迎した。その上で、双方は、対等の原則に基づいて既存のオンブズマン制度を更に活用しつつ協議会を積極的・効果的に運用し、協力関係の継続と更なる発展に努めることで一致した。

双方は、カザフスタンの領域内で貿易経済活動を行う日本企業が直面する諸問題の解決のための効果的な方策の議論及び策定のために、カザフスタンにおいては、税務、税関、移民当局を含むカザフスタン共和国の政府機関及び在カザフスタン日本国大使館の間で、並びに、日本においては、日本の政府機関及び在日本カザフスタン大使館の間で、協議枠組みを設置することで一致した。

10 双方は、2015年10月に署名された日本貿易振興機構(JETRO)とカザフスタン輸

出・投資庁(KazNexInvest)との間の協力覚書に基づき、二国間の貿易及び投資関係拡大のために情報発信その他の活動における協力を継続する意図を表明した。

双方は、カザフスタンの経済発展においては中小企業の振興が重要な役割を果たしているとの認識で一致した。日本側は、カザフスタン側の要請に応じて、中小企業振興のためのノウハウの提供を引き続き既存の枠組みを活用して行う意図を表明した。カザフスタン側はこれを歓迎するとともに、この分野における更なる協力への期待を表明した。

11 カザフスタン側は、2015年に国際協力機構(JICA)の委託により、ロシアNIS貿易会(ROTOBO)及び民間企業の専門家が実施したカザフスタンの経済特区に関する調査の結果を参考に、カザフスタンのテクノパーク及び経済特区に日本企業を誘致することへの関心を表明した。

12 双方は、カザフスタン側が日本への直行便就航の意向を表明していることを受け、日・カザフスタン航空当局間協議が実施され、直行便の就航を可能とする議事覚書が署名されたことを歓迎した。

13 双方は、アスタナ国際博覧会「EXPO2017」について、2017年アスタナ国際博覧会に対する陳列区域日本政府代表と2017アスタナ国際博覧会公社総裁との間で日本の参加に関する契約の署名が行われたことを歓迎し、この博覧会が二国間関係の活性化の可能性をもたらすことへの期待を表明した。日本側は、「EXPO2017」日本館の開館セレモニーへの日本国政府の要人の参加について検討する用意があることを表明した。

また、カザフスタン側は、「EXPO2017」のテーマが未来のエネルギーであることを踏まえ、ナザルバエフ大学を拠点として「カザフスタン共和国における太陽光発電システムの利用によるクリーンエネルギーの導入」プロジェクトを実施することへの関心を表明した。

14 双方は、カザフスタンにおけるレアメタル開発に関するあり得べき案件実施のための石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)と Kazgeology 地質探査社との間の協力を継続することで一致した。

15 双方は、運輸・物流がカザフスタンの発展に大きな役割を果たす可能性があることに着目して、互恵的な条件の下でカザフスタンの鉄道の発展に貢献することで一致した。

16 日本側は、カザフスタンにおける「中央アジアにおける日本の先進的な工学教育(高専型教育等)を活用した産業人材育成事業」案件を成功裏に実施すべく、更なる協力を行う準備があることを表明した。双方は、カザフスタンの経済発展のためには、高度な産業人材育成に向けた取組が必要との認識で一致した。

## 文化・人的交流分野

17 双方は、文化・人的交流分野での関係が強化されることの意義を確認し、本年9月及び10月に「中央アジア＋日本」対話の枠内で日本にて行われた東京対話ウィークの成功を歓迎した。

18 双方は、本年6月に東京で実施された国際交流基金主催のシンポジウム「ひもとく、つなぐ～中央アジアの文化遺産～」が、両国民同士の相互理解に貢献したことを確認した。日本側は、カザフスタンへの文化交流ミッション派遣を表明した。

19 カザフスタン側は、自国の豊かな文化遺産の保存修復のため日本から受けた支援に謝意を表した。双方は、特に、2011年から日本が国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)を通じて実施している「シルクロード世界遺産支援事業」の成果として、カザフスタンの文化遺産を含む「シルクロード:長安・天山回廊の道路網」が2014年にユネスコの世界文化遺産に登録されたことを歓迎した。

20 双方は、カザフスタンにおける遺跡発掘を含む考古学分野での協力を継続する用意があることを確認した。カザフスタン側は、アスタナの国立博物館に中央アジアの文化財の保存、修復のためのセンターを設立する構想について説明した。日本側は、同構想を高く評価するとともに、既存の枠組みを活用して、同構想の実現に協力していく意向を表明した。

21 日本側は、2016年10月のアスタナバレエ団の日本公演を高く評価し、カザフスタン側は、毎年カザフスタンで開催されている「日本文化デー」を高く評価した。双方は、文化・芸術分野での協力を継続していくことを表明した。

22 双方は、両国のスポーツ組織間の協力の成功裏の経験を指摘し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックも見据え、スポーツやオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを推進するため、日本政府の「Sport for Tomorrow」プログラムの枠内におけるものを含め、共同行事を実施していくことで一致した。

23 双方は、両国の間で研究機関や有識者の交流が進むことの意義を強調し、日本の日本国際問題研究所、日本財団、笹川平和財団、カザフスタンの大統領直属戦略研究所、初代大統領財団直属世界経済政治研究所が交流を発展させていることを歓迎した。

24 双方は、外交旅券及び公用旅券所持者に対する相互査証免除措置を2017年1月1日から導入する旨の口上書が交換されたことを歓迎した。

日本側は、上記の措置に加え、同日から一般旅券所持者を含む全ての日本国民の短期滞在者に対する査証免除措置を実施するとのカザフスタン側の意図を高く評価した。

## II 地域協力

25 双方は、地域諸国が、日本の協力を得つつ、中央アジアが世界に開かれ、安定した自立的な地域として地域的課題の解決及び持続的な社会経済発展のために共に取り組む枠組みである「中央アジア+日本」対話における協力の更なる発展の重要性を指摘した。

カザフスタン側は、同対話の枠内における、中央アジアにおける地域協力への日本の貢献を高く評価した。双方は、中央アジア地域全体の安定と発展のために中央アジア各国との積極的な協力を継続していく用意があることを表明した。

26 双方は、中央アジアにおける麻薬対策の取組の重要性を確認した。日本側は、アルマトイ市に設置されている麻薬、向精神薬及びその前駆物質の不法取引の防止に関する中央アジア地域情報センター(CARICC)の活動を高く評価した。

カザフスタン側は、日本の国際連合薬物犯罪事務所(UNODC)への資金拠出や日本人専門家によるアフガニスタン及び中央アジア諸国の麻薬対策官に対する講義及び訓練を行うプロジェクトの継続を歓迎するとともに、これらの国々の対策官の積極的な参加を通じ、中央アジア地域の麻薬の不正取引の防止に取り組む意図を表明した。

27 双方は、アジア・欧州会合(ASEM)、アジア協力対話(ACD)、国際連合アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)等における協力の一環としてアジア地域における協力を促進させることの重要性を確認した。

## III 国際場裡における協力

28 カザフスタン側は、第二次世界大戦後の70年にわたる国際社会の平和維持のための努力を指摘しつつ、日本が戦後一貫して平和国家としての道を歩んできたことを高く評価し、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下での政策に基づいて、世界の平和、安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくとの日本の決意、またその具体的実践のため本年3月に施行された「平和安全法制」を支持した。

29 双方は、地域のいかにかわらず、威嚇、強制又は力によるいかなる一方的な現状変更の試みにも反対し、地域の平和と安定のための措置を法の支配の原則に基づいて講じることが重要であり、それが共通の利益であるという認識で一致した。

30 双方は、海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)を含む海洋法、航行及び上空飛行の自由の遵守の重要性を確認した。双方は、いかなる国家間の紛争や不一致も、一般的に受け入れられた国際法の諸原則に基づき、既存の外交ルート及び法的メカニズムを通じて平和的手段のみによって解決されるべきであることを一貫して主張する。

31 双方は、北朝鮮による核実験、弾道ミサイルの発射を最も強い表現で非難するとともに、これらは全く受け入れられず、これらは全て国際連合安全保障理事会決議第1718号(2006年)、第1874号(2009年)、第2087号(2013年)、第2094号(2013年)及び第2270号(2016年)に明白に違反するものであるとともに核兵器の不拡散に関する条約(NPT)を中心とする国際的な軍縮・不拡散体制に対する重大な挑戦であると表明した。

双方は、北朝鮮による極めて無責任な行動は、地域的・国際的な平和と安全に対する重大な脅威であるとの認識を共有し、北朝鮮に対し、核実験や弾道ミサイル発射を含む更なる挑発行動を自制することを強く求めた。

また、双方は、北朝鮮に対し、関連国連安保理決議の下での義務及び六者会合共同声明の下でのコミットメントを完全に遵守すること、国際原子力機関(IAEA)保障措置及びNPTの遵守に復帰すること、全ての核・ミサイル計画を完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すること、そして全ての核関連活動を直ちに停止することを求めた。

双方は、北朝鮮に対し、拉致問題を始めとする人権・人道問題を早期に解決することを求めた。

32 双方は、テロ事件が世界中で多発していることを深く懸念するとともに、行為の主体、場所、目的のいかんにかかわらず、あらゆる形態・態様のテロリズムに対する強固かつ明白な非難を再確認した。

双方は、テロリズム及び暴力的過激主義と闘い、その原因を根絶するための努力も強化していくことを表明した。

33 日本側は、カザフスタンの2017年から2018年における国連安保理非常任理事国への当選に祝意を表明した。双方は、安保理を始めとする国連、その他の国際機関及びフォーラムの枠内において一層緊密に協力することにつき一致した。

双方は、21世紀の国際社会の現実を反映するため、国連が、その正統性、実効性及び代表性を向上させる必要性を強調した。特に、双方は、緊密に協力し、平和と安全の維持において主要な役割を担う安保理の改革について、具体的成果を得るためにニューヨークでの政府間の交渉を前進させる必要性を強調した。

日本側は、日本の国連安保理常任理事国入りに対するカザフスタンからの変わらぬ支持に謝意を表明した。

34 双方は、「核兵器のない世界」という目標を共有し、核兵器国と非核兵器国が協力して現実的かつ実践的な取組を積み重ねていくことが重要であるとの認識で一致した。その上で、双方はNPTを中心に据えた核軍縮・不拡散体制の強化等を通じて引き続き協力していくことを再確認した。

双方は、本年が包括的核実験禁止条約(CTBT)の署名開放から20周年であり、また、カザフスタンのセミパラチンスクの核実験場閉鎖から25周年であることを踏まえ、CTBT発効促進共同調整国として、条約の意義を重視し、条約の早期発効に向けた努力を継続す

る決意を再確認した。

双方は、同条約の早期発効に向けた連携を目的として、日本国総理大臣及びカザフスタン共和国大統領によって2015年及び2016年に発出された共同声明に基づき、同条約附属書2の諸国への共同デマルシュに引き続き取り組む意向を表明した。

双方は、核兵器使用の人道上の影響に関する国際社会の認識の向上に関するそれぞれの取組を想起し、核兵器の被害を被った地域を訪問することを国際的な指導者に働きかけ、また核兵器のない世界を全力で実現する意図を表明した。

日本側は、国際的な不拡散プロセス及び国際的な核セキュリティ強化におけるカザフスタンの役割の重要性を指摘した。

35 双方は、原子力の平和的利用におけるIAEAの中心的役割を認識し、平和的利用イニシアティブ(PUI)への支援を始め、天野之弥事務局長のリーダーシップの下での「平和と開発のための原子力」に向けて協力を継続する意図を共有した。

36 双方は、「カザフスタン共和国国立原子力センター」と原子力技術及び原子力エネルギー分野で活動する日本の組織・研究所との20年にわたる協力の経験に基づき、「EAGLE」の実施作業の結果を踏まえつつ、国際科学技術センター、IAEA、アジア原子力協力フォーラムの枠組みの中で、また日本・カザフスタンの関係機関・研究機関による直接のコンタクトの中で、更なる原子力研究開発協力の拡大、及び深化の可能性を追求する意思を表明した。

37 双方は、気候変動に関するパリ協定の発効を歓迎するとともに、同協定の実施のための指針策定交渉に係る協力を行っていくことを確認した。

38 双方は、「人間の安全保障」の概念に立脚し、持続可能な開発、気候変動、環境問題、防災といったグローバルな課題を解決することの重要性につき認識を共有した。

双方は、持続可能な開発の分野における連携を深化していくことを確認し、日本、カザフスタン、国際連合開発計画(UNDP)の三者間により、カザフスタンの開発援助機関によるパイロット・プロジェクトであるアフガニスタン女性自立支援プロジェクトが2016年8月に開始されたことを歓迎した。

日本側は、独自の政府開発援助実施機関(KazAID)の設立に係るカザフスタン側の努力を歓迎し、同機関の発展並びに中央アジア諸国及びアフガニスタンの社会・経済的支援に係る共同プロジェクトの立上げに関する助言及び技術的な支援を行う用意があることを表明した。

39 双方は、安倍総理大臣が提唱する「女性が輝く社会」の考えに基づき、社会における女性の活躍を促進するための協力を進展させるとの考えで一致した。

## 結語

ナザルバエフ大統領は、安倍総理大臣と全ての日本国民に対し、カザフスタンの訪問団に向けられた温かい歓迎とおもてなしに感謝の意を表明した。両首脳は、今後とも日本及びカザフスタン両国間において高いレベルの協力を続けていくことへの強い意欲を確認した。

2016年11月7日に東京で日本語、カザフ語及びロシア語により各2通を作成した。

日本国内閣総理大臣

カザフスタン共和国大統領

安倍 晋三

ヌルスルタン・ナザルバエフ